

令和8年度廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務仕様書

1 業務名

廿日市市立保育園給食調理室ねずみ等（衛生害虫）防除業務

2 目的

本業務は、これまでの保育園施設におけるねずみ等（衛生害虫）防除を抜本的に見直し、調理現場に従事する職員の意識の向上を図りつつ、必要なねずみ等（衛生害虫）の防除を行うことを目的とする。

また、本業務により、保育園施設における衛生管理に万全を期するために、ねずみ等（衛生害虫^{注1}）の発生、侵入の防止、侵入経路の遮断をすることを目的とする。

注1 ゴキブリ、ハエ、蚊、病原微生物を媒介する等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある虫。ノミ、シラミ、ダニ等は別途協議とする。

3 契約期間

契約締結の日 から 令和9年3月31日まで

4 履行場所

別表のとおり

5 業務内容【最低水準】

（1）ねずみの防除

ア 調理室・食品庫のねずみの生息調査をすべての保育園で年12回、次のとおり行うこと。

（ア）目視による調査（足跡・糞など）

（イ）試験餌による喫食調査

（ウ）粘着シートによる捕獲調査

イ 生息調査結果により、ねずみの発生が認められた場合は、管理者と協議のうえ、対策（捕獲等）を提案すること。

（2）その他の衛生害虫の防除

ア 調理室・食品庫の衛生害虫の生息調査を年12回、次のとおり行うこと。次のとおり行うこと。

（ア）粘着シートによる捕獲調査

（イ）目視による痕跡調査

イ 生息調査結果により、衛生害虫の発生が認められた場合は、発生が認められた場所及びその周辺に必要な措置（ベイト剤処理・薬剤噴霧等）を提案すること。

（3）ねずみ等総合防除

ア 年2回（6月・10月）事前に15園すべての総合防除を行うこと。また、対

象の業務範囲は、次のとおりとする。

(ア) 調理室及び食品庫

6 調査方法

5. 業務内容で示した業務内容を踏まえた上で、調理現場に従事する職員の意識が向上する調査方法を提案すること。また、その方法を具体的に提案すること（分かりやすい様式の提案などを含む。）。

また、調査結果に対して対策を講じる必要があった場合は、有効な駆除の方法を発注者に書面で提案することとし、その具体例を提案すること。

なお、調査に必要なトラップの設置作業は、受託者が必ず行う必要もなく、市の職員が行うことも可能である。

7 使用する薬剤

薬剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。なお、薬剤の使用にあたっては、事前に製品安全データシートを提出すること。

8 業務従事者

- (1) 業務従事者（現場作業実施者を含む）は、防除作業監督者又はペストコントロール1級技術者の資格者であること。
- (2) 業務従事者（現場作業実施者を含む）は、検便検査（検査項目 赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌（O-157を含む））の結果で異常が認められなかった者とする。

9 報告事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務従事者の所属・氏名を発注者に報告し、資格者証の写しを添付すること。
- (2) 発注者に、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録証明書の写しを提出すること。
- (3) 生息調査のために配置した粘着シートの場所を示した平面図を発注者及び管理者に提出すること。その後に配置場所を変更した場合も同様とする。
- (4) 検便検査の結果報告書を毎月発注者及び施設管理担当者に提出すること。
- (5) 生息調査報告書及び防除実施報告書を翌月10日までに発注者及び施設管理担当者に提出すること。生息調査報告書には、給食施設内に配置した粘着シートごとに捕獲された衛生害虫の種類と捕獲数がわかるようにすること。また、総合防除実施報告書には、作業内容、作業範囲、作業結果及びその内容が分かる写真などを記載・添付すること。

10 業務にあたっての留意事項

- (1) 使用薬剤の安全管理には万全の注意を払うこと。特に殺そ剤については、安全な配置、安全な回収を図ること。殺虫剤の散布については調理器具・食品等を汚染しないように留意すること。
- (2) 保育園の管理運営の支障とならないこと。
- (3) 業務従事者は常に健康に留意し、業務実施時には清潔な作業衣を着用すること。

11 その他

- (1) 受注者は、実施日について発注者及び施設管理担当者との調整のうえ、年間予定表を作成し、事前に発注者に提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は双方協議の上、対応を決定するものとする。

別表 保育施設（施設管理担当課：こども課）

地域名	施設名	住 所	電話番号
廿日市地域	佐方保育園	城内三丁目5番16号	0829-32-5603
	平良保育園	平良一丁目21番8号	0829-32-7521
	原保育園	原967番地	0829-38-1616
	宮内保育園	宮内1508番地2	0829-39-1636
	宮園保育園	宮園一丁目1番地	0829-38-3205
	地御前保育園	地御前四丁目4番30号	0829-36-3262
	阿品台東保育園	阿品台東3番37号	0829-39-6111
	阿品台西保育園	阿品台西6番63号	0829-39-4031
佐伯地域	友和保育園	友田30番地1	0829-74-0672
	津田保育園	津田4160番地1	0829-72-0939
吉和地域	吉和保育園	吉和1513番地	0829-77-2460
大野地域	深江保育園	深江二丁目11番25号	0829-56-0356
	池田保育園	物見西三丁目7番10号	0829-55-2018
	いもせ保育園	大野原二丁目10番3号	0829-55-2009
	梅原保育園	梅原二丁目5番12号	0829-54-1558